食品安全監視センター通信「ぷちリス」vol.122（平成30年11月1日号）

「ぷちリス」では、食品衛生に関する情報、滋賀県食品安全
監視センターからの御案内等、様々な情報を発信しています。

*** ＩＮＤＥＸ **

●11月1日から3月31日までは
ノロウイルス食中毒注意報発令期間です。

****

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

●11月1日から3月31日までは
ノロウイルス食中毒注意報発令期間です。

感染性胃腸炎の流行時期と関連性があり、感染性胃腸炎の
患者数が急増すると、その数週間後にノロウイルス食中毒
の発生が増加する傾向が認められていることから、
下記の基準を満たした時にノロウイルス食中毒注意報を
発令します。
ノロウイルス食中毒注意報が発令されていない時も
食中毒予防に努めていただく必要がありますが、
発令された際は特に注意してください。

ノロウイルス食中毒注意報発令についての概要は
次のとおりです。

〇発令期間
原則、11月1日から3月31日まで
（発令期間外であっても、ノロウイルス食中毒が多発する
などした場合は、発令基準に準拠して発令します）

〇発令基準
次のいずれかの基準に該当した場合に発令します。

(1) 滋賀県感染症発生動向調査において、毎週木曜日に
発表される感染性胃腸炎の保健所ごとの定点患者数
をモニタリングし、前週からの定点増加率が 1.6 以上
となった保健所が、複数認められた場合。
(2) 2 週間以内に、ノロウイルスによる食中毒事件が
2 件発生した場合。

〇発令の有効期間
・上記発令基準 (1) に合致した場合
定点値が確定する木曜日を起点とし、3 週間後の水曜日まで
・上記発令基準 (2) に合致した場合
2 件目のノロウイルス食中毒事件を公表した日を起点として、
3 週間目の水曜日まで

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

◆――――――－－－　－　　－　－－－－――――――――◆

食品安全監視センターの所在地・連絡先
〒５２０－０８３４
滋賀県大津市御殿浜１３番４５号（衛生科学センター内）
ＴＥＬ　：　０７７－５３１－０２４８
ＦＡＸ　：　０７７－５３７－８６３３
Email　：　shokuhin@pref.shiga.lg.jp
（「Microsoft Word」、「Microsoft　Excel」の添付ファイルを
送信いただく際はファイルの種類（拡張子）を「Word 文書（*.docx)」、
「Excel ブック（*.xlsx)」として送信をお願いします。）
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/00top.html
≪交通案内≫
ＪＲ石山駅北口下車　徒歩１０分
京阪電車石山坂本線粟津駅下車　徒歩５分

☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、滋賀県ホームページの
食の安全情報にアクセスしてください。
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/shoku/

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターＨＰに掲載しています。
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu-index.html

```
 n_n                                                  n_n
.〃 丿 ⌒ >                                          .〃 丿 ⌒ >
@v 丶 (                                             @v 丶 (
(⌒ )_丿                                             (⌒ )_丿
~__
```

食品安全監視センター通信

ぷ　ち　リ　ス

◆————ー－ －　　－　　　　　　　－　　－ － －ー————◆